民 生 協 議 会 協 議 事 項

日時　令和４年５月 20 日(金)
　　午前 10 時
場所　第三委員会室

○　所管事項の報告について

１　新型コロナワクチンの追加接種（４回目）の実施について

２　八戸市立看護師養成所条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

３　八戸市立看護師養成所条例の一部改正（案）の概要について

４　おくやみコーナーの開設について

５　八戸市国民健康保険税条例の一部改正（案）の概要について

６　八戸市介護保険条例の一部改正（案）の概要について

７　高額介護サービス費の算定誤りについて

８　ほっとスルメールの誤配信について

９　自動車事故に係る損害賠償額の専決処分について

10　八戸市立市民病院条例の一部改正（案）の概要について

民生協議会資料
令和４年５月20日
健康部保健所保健予防課

新型コロナワクチンの追加接種（４回目）の実施について

１．概要（令和４年４月28日付け国事務連絡）

（１）開始時期　　関係政省令等の改正・施行後（５月下旬予定）

（２）接種対象者

① 60歳以上の方

② 18歳以上60歳未満の方のうち、基礎疾患を有する方その他新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いと医師が認める方（努力義務は適用なし）

（３）接種間隔　　３回目接種の完了から５か月以上
（２回目から３回目の接種間隔も同様に５か月以上に変更）

（４）使用ワクチン　ファイザー社製及び武田/モデルナ社製（用量等は３回目と同様）

２．接種券の発送

① 60歳以上の方（対象人口約88,000人、うち３回接種済約72,000人）

・３回目接種からまもなく５か月を経過する対象者に段階的に発送する（月２回）

② 18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方等

・接種希望者からの接種券発行申請に基づき、順次接種券を発送する

・かかりつけ医や入所施設等で引き続き接種を受ける方については、当該医療機関や施設等で取りまとめて発行申請していただけるよう協力を要請する

・個人からの申請は、インターネットやコールセンター等で６月中旬より受付を開始する

◎ 60歳以上の方に対する４回目接種券の発送時期

３回目接種時期		60歳以上	４回目接種開始	接種券発送時期
R3.	12月	500人	５月下旬～	５月下旬
R4.	１月前半	800	６月前半～	〃
	後半	1,800	後半～	６月上旬
	２月前半	13,200	７月前半～	下旬
	後半	15,700	後半～	７月上旬
	３月前半	16,900	８月前半～	下旬
	後半	12,300	後半～	８月上旬
	４月前半	5,700	９月前半～	下旬
	後半	2,900	後半～	９月上旬

３．接種体制

これまでの接種と同じ会場を含め、予約を受け付けている医療機関または集団接種会場で、できる限り早めに接種を受けていただくよう、市民の皆様に向け案内する。

（１）個別接種（受託医療機関）

・関係政省令等の改正・施行後、３回目接種と並行し、医療機関ごとに順次開始いただく（７月より本格化する見込み）

（２）集団接種（総合保健センター）

・４回目接種は、８月初旬からの開始に向け準備を進める
※３回目接種は７月まで継続して実施する予定

以上

民生協議会資料
令和４年５月 20 日
健康部 高等看護学院

八戸市立看護師養成所条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

１　改正の理由

保健師助産師看護師法の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第 180 条第１項の規定により専決処分したもの

２　改正の内容

（１）概要

八戸市立看護師養成所条例の中で引用する保健師助産師看護師法の規定について、法改正により条項ずれが生じたため、改めるもの

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この条例は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 21 条第３号に規定する看護師養成所の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。	（この条例の趣旨） 第１条　この条例は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 21 条第２号に規定する看護師養成所の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（２）施行期日

公布の日

３　処分年月日　　令和４年５月 10 日

民 生 協 議 会 資 料
令和４年５月 20 日
健康部 高等看護学院

八戸市立看護師養成所条例の一部改正（案）の概要について

１　改正の理由

高等看護学院は、保健師助産師看護師法に規定する看護師養成所であり、その指定基準では、学生の定員を 40 人以下とする原則が定められているが、ただし書の規定による例外を適用し、これまで定員 50 人として看護師養成を行ってきた。

ここ数年は、准看護師学校の閉校に伴い本学院の受験者数が減少し、また、看護実習において 35 人を超える学生数では市内の実習施設での受け入れが困難になってきていることから、現状に合わせた定員の見直しを図るものである。

２　改正の内容

１学年あたりの学生の定員を「50 人」から「35 人」に変更し、令和５年度の新入生から適用する。

３　施行期日

令和５年４月１日

民生協議会資料
令和４年５月 20 日
市民防災部市民課

おくやみコーナーの開設について

１．趣旨

今後、高齢社会の進展により、死亡に伴う手続の件数増加が予想される一方で、死亡に伴う各種手続は亡くなった方によって必要な手続が異なり、様々な課の窓口を回る必要があることからご遺族の負担を軽減するため、事前予約により、必要な手続をワンストップで行うことができるおくやみコーナーを開設するもの。（一部の手続は担当課へ案内する。）

２．「おくやみコーナー」の概要

（１）実施体制

開設日	令和４年６月６日（月）
開設場所	市庁本館１階国保年金課奥（詳細は次頁のとおり）
開設時間	平日　午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで 1 日 4 枠の予約制 ①　午前 8 時 30 分～　②午前 10 時 30 分～　③午後 1 時～　④午後 3 時～
予約受付時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時（平日） ※6 月 1 日（水）午前 8 時 30 分から予約受付を開始 ⇒　市民課おくやみコーナー　℡43 - 9473

（２）実施業務

・国民健康保険被保険者証や各種障害者手帳等の返還、葬祭費の支給申請など 25 手続
・申請書の作成補助（ご遺族が亡くなった方の情報（住所や氏名等）を何度も記入する負担を軽減するため。）
・担当課への案内（おくやみコーナーで完了しない手続や担当課で説明が必要な複雑な手続）

（３）「おくやみコーナー」の利用方法

・利用希望日の 3 日前（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）までに電話により予約していただく。
・予約の際、ご遺族から亡くなった方の情報（氏名、生年月日等）をヒアリングし、担当課と連携して必要な手続を抽出したのち、利用日の前日（前日が土・日曜日、祝日等の場合はその前日）にご遺族の方に必要な持ち物等を電話連絡する。
・利用日当日、来庁したご遺族の方に必要な手続を確認していただき、おくやみコーナーで可能な手続を行うほか、担当課での手続が必要な場合は、職員がリレー方式で付き添い、次の担当課まで案内し、手続をしていただく。
※亡くなった方の住所が八戸市の場合に利用が可能
※従来通り、おくやみコーナーを利用せず、関係課で直接手続することも可能

３．広報

・広報はちのへ６月号（５月 20 日発行）に掲載
・市ホームページに掲載
・死亡届出時に手続ガイドブックを配付

（参考）おくやみコーナーの場所

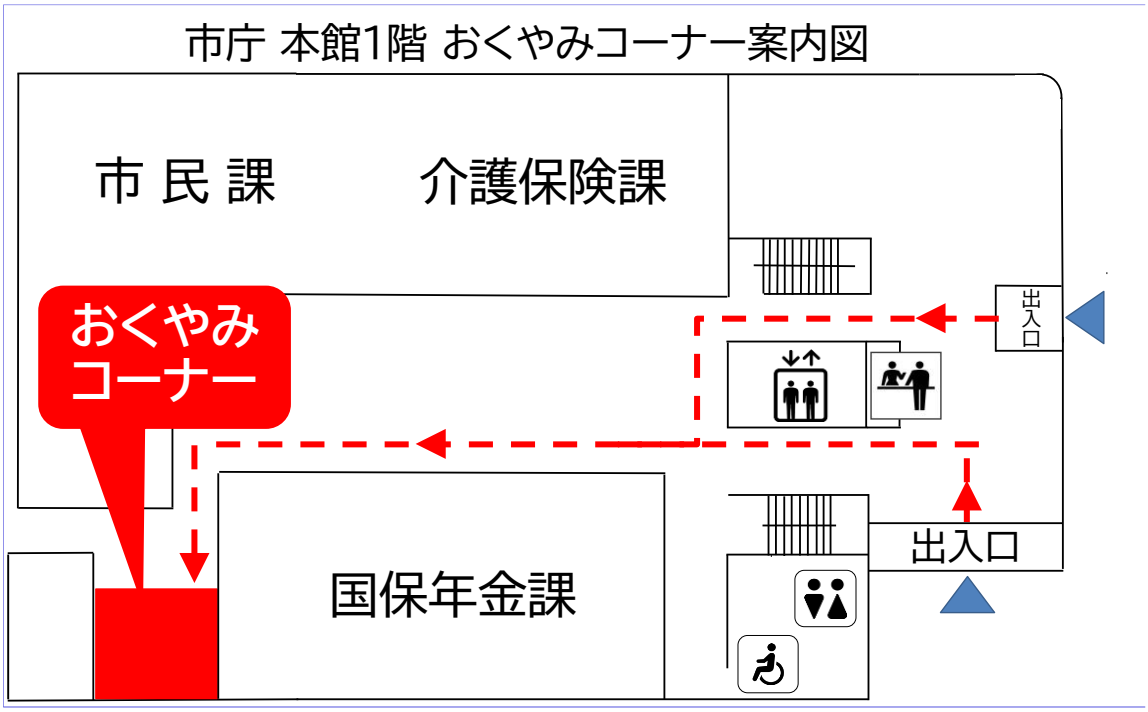

民生協議会資料
令和４年５月20日
市民防災部 国保年金課

八戸市国民健康保険税条例の一部改正（案）の概要について

１．改正理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を改定するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免措置を引き続き実施するためのものである。

２．改正内容

（１）課税限度額の改定（第３条関係）

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円（現行：63万円）、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円（現行：19万円）にそれぞれ引き上げる。

令和４年度 国民健康保険税		基礎課税額 （医療分）	後期高齢者 支援金等課税額	介護納付金課税額 （40歳以上65歳未満）
所得割額	課税標準額×税率	8.0%	2.4%	2.3%
均等割額	被保険者 １人あたり	23,000円	7,000円	8,000円
平等割額	１世帯あたり	25,000円	8,000円	9,000円
課税限度額 （世帯の１年間の上限額）		**65万円**	**20万円**	17万円

（２）新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免措置

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者等に係る保険税の減免申請書の提出期限の特例措置を引き続き実施するため、特別措置の対象を次のとおりとする。

		現行	改正後
対象保険税	年　　度	令和２年度分及び 令和３年度分	令和３年度分及び 令和４年度分
	納 期 限 （特別徴収の場合は 年金給付の支払日）	令和３年４月１日から 令和４年３月31日まで	令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで
提 出 期 限		市長の定める日 （令和４年３月31日）	市長の定める日 （令和５年３月31日）

３．施行期日等

・公布の日から施行する。
・改定後の課税限度額については、令和４年度分からの保険税について適用する。

民生協議会資料
令和４年５月20日
市民防災部介護保険課

八戸市介護保険条例の一部改正（案）の概要について

１　改正の理由

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に係る申請書の提出期限の特例措置を引き続き実施するためのものである。

２　改正の内容

特例の対象となる保険料を次のとおり改正する。

		現行	改正後
対象保険料	年　　度	令和２年度分及び 令和３年度分	令和３年度分及び 令和４年度分
	納 期 限 （特別徴収の場合は、 年金給付の支払日）	令和３年４月１日から 令和４年３月31日まで	令和４年４月１日から 令和５年３月31日まで

※　提出期限は市長が別に定める日（令和５年３月31日）とする。

３　施行期日

公布日から施行する。

民生協議会資料
令和４年５月 20 日
市民防災部介護保険課

高額介護サービス費の算定誤りについて

１　概要

介護保険では、1 か月の介護保険サービスの自己負担額の合計が一定の上限額を超えたときに、超えた分を「高額介護サービス費」として支給している。

このたび、高額介護サービス費の算定誤りがあり、一部を過少に支給していたことが判明したので追加支給を行うもの。

２　原因

介護保険システムで高額介護サービス費を算定する際、公費負担医療対象者が公費給付対象となる介護サービスを利用したときの自己負担額を含めない設定となっていたため。

３　経緯

・令和３年 12 月 23 日　厚生労働省事務連絡

一部保険者から公費負担医療対象者の高額介護サービス費の算定誤り発生の報告があったため、各保険者に当該事務の算定方法の確認をするよう依頼。

→当市においても算定方法の誤り判明

・令和４年１月 26 日　厚生労働省事務連絡

全国の三分の二程度の保険者において算定方法の誤りが発生しており、追加支給など適切な対応を行うよう指示。

・３月上旬　対象者の有無と影響額の概要調査実施

・４月下旬　対象者及び支給額の特定実施

４　追加支給対象

期間　令和２年４月～令和４年１月サービス利用分

人数　10 人（９世帯）

金額　218,976 円

５　対応

①対象となる方に、お詫びと追加支給についての文書を６月上旬までに送付し、６月下旬に追加支給を行う予定。

②算定誤りを解消するため介護保険システムを修正し、適正な事務処理に努める。

民生協議会資料
令和４年５月２０日
市民防災部防災危機管理課

ほっとスルメールの誤配信について

１．経緯

ほっとスルメールは、緊急情報や気象、火災、防犯、交通安全、消費生活、感染症などに関する地域の情報を、登録者の携帯電話やパソコンに電子メールでお知らせし、又はスマートフォン・タブレット端末のアプリに通知するサービスである。

休日・夜間にも配信依頼があることから、防災危機管理課職員８名の当番制で運用しており、当該職員のシステム習熟のため、テスト配信による配信訓練を実施しているところである。

令和４年５月６日（金）、配信訓練を行っていたところ、テスト配信の内容を誤ってほっとスルメールアプリに配信してしまったもの。

２．誤配信情報（令和４年５月６日（金））

時間	タイトル	ほっとスルメール アプリ配信数
10:41	ニホンジカの目撃情報	19,730件
11:21	避難指示【津波注意報】	26,935件

３．対応

令和４年５月６日（金）11時30分頃、防災危機管理課の別の職員が誤配信を覚知し、次のとおりの対応を行った。

時間	内容
11:34	ほっとスルメールアプリに避難指示【津波注意報】が誤報である旨を配信
11:40	ほっとスルメールアプリから誤配信情報の内容を削除
11:41	ほっとスルメールアプリにニホンジカの目撃情報が誤報である旨を配信
12:50	ほっとスルメールアプリにお詫び及び原因報告を配信
15:45	市庁記者クラブ30社に、原因と対応、再発防止について投げ込み
17:00	市ホームページに原因と対応、再発防止について掲載

４．誤配信の原因

今回のテスト配信をする際に、メールについては外部に配信されないよう手動で配信先を設定したものの、アプリについては通知される設定のままであることに気づかずに、配信してしまったもの。

５．再発防止策

①テスト配信の場合も、本配信と同様のチェック体制に強化する。（チェック人数の増強）

②テスト配信の際には、テスト配信である旨が分かる文面とし、万が一誤って外部に配信された場合であっても受け取った方に誤解が生じないようにする。

民 生 協 議 会 資 料
令 和 ４ 年 ５ 月 ２０ 日
市民防災部防災危機管理課

自動車事故に係る損害賠償額の専決処分について

１．事故発生日時　　令和３年12月27日（月）午後３時18分頃

２．発 生 場 所　　八戸市大字十六日町の市道

３．損　害　物　　相手方：前部バンパー左側及び左側前輪上部ボディーの擦傷・凹み
左側サイドミラーカバーの擦傷
前部左ウィンカーカバーの亀裂
八戸市：前部バンパー右側の擦傷

４．事故発生状況　　公用車で、二車線の一方通行の市道の左車線を走行中、廿六日町交差点で右折するため、車線を変更して交差点に進入しようとしたところ、右車線を走行中の相手車両に気付くのが遅れ接触したもの。

事故発生場所及び見取り図

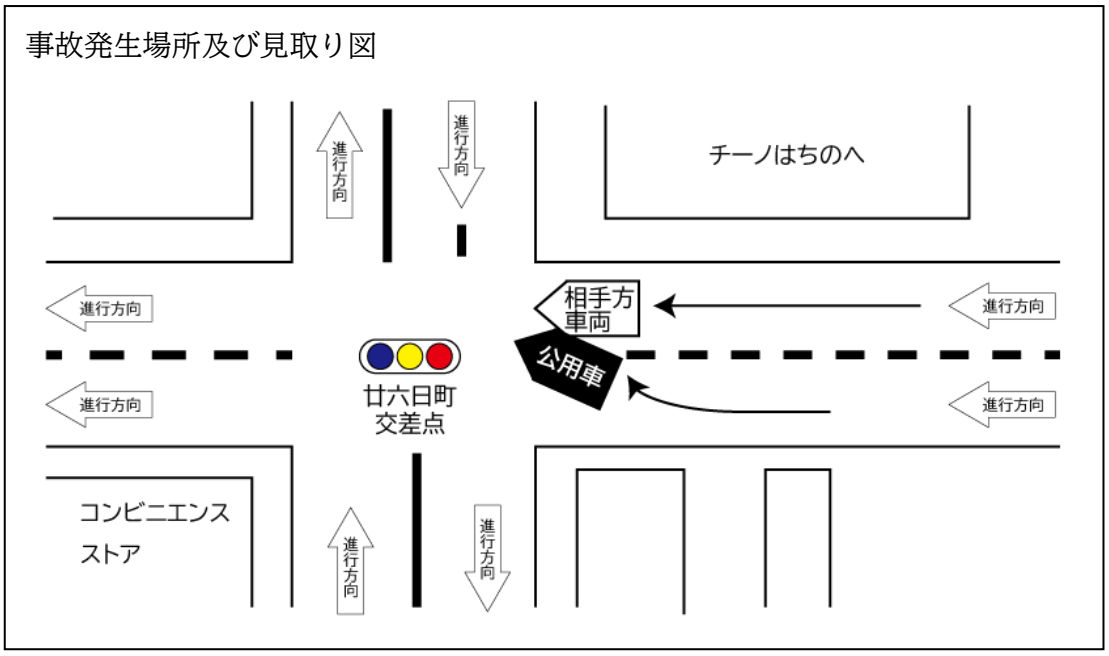

５．損 害 賠 償 額　　84,644円

６．専決処分月日　　令和４年５月11日

民 生 協 議 会 資 料
令 和 ４ 年 ５ 月 ２ ０ 日
市 民 病 院 医 事 課

八戸市立市民病院条例の一部改正（案）の概要について

１　改正の理由

令和４年度診療報酬改定に伴い、保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の観点から、療養担当規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の他の一部改正により、非紹介患者初診料及び再診加算料の額を改定するとともに、診療料の算定方法に係る規定の整備をするものである。

２　改正の内容

⑴　非紹介患者初診料及び再診加算料を、次のとおり改定する。

区分		金額	
		改定後	改定前
非紹介患者初診料	医科	１回につき　7,000 円	１回につき　5,000 円
	歯科	１回につき　5,000 円	１回につき　3,000 円
再診加算料	医科	１回につき　3,000 円	１回につき　2,500 円
	歯科	１回につき　1,900 円	１回につき　1,500 円

⑵　上記に係る初診及び再診をした場合の保険外併用療養費の支給額について、初診の場合は、医科及び歯科は保険給付の対象から 200 点を控除（保険外診療）、再診の場合は、医科は 50 点、歯科は 40 点を控除（保険外診療）とするため、診療料の算定方法等について規定の整備をする。

３　施行期日

令和４年 10 月１日